

平成21年12月8日（火）

○議長（中西峰雄君） 順番11、21番 上久保君。

〔21番（上久保 修君）登壇〕

○21番（上久保 修君） ただ今議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。今議会では2項目に分けてお尋ねをいたします。

ところで、皆さまは転倒や交通事故、または外傷などの衝撃で、脳と脊髄を循環する髄液が漏れて、頭痛や目まい、視力の障害、動悸、腹痛、腰痛、のどの奥の違和感、声が枯れる、物が飲み込めない、背中の痛み等々さまざまな症状を引き起こす脳脊髄液減少症という病名をご存じでしょうか。恥ずかしい話ですが、私はつい先日まで知らなかったのです。

このことにつきましていろいろ調べる中、この脳脊髄液減少症に対する行政の取り組み、また教育現場での理解が着実に広がっていることがわかりました。外傷を受けた患者や家族の多くは、このような危険を含んでいることさえほとんど知られていません。身体の不調を訴え、かかりつけ医に治療を受けてもわかりにくい病症であります。

今まで、医学界の常識では長らく髄液はめったに漏れないとされていたそうであります。したがって、脳脊髄液減少症は、いままではほとんど病気として扱いをされておらず、また認められていなかったそうであります。ところが、ここ最近、2005年春に交通事故で脳脊髄液減少症を発症したとされる患者と損害保険会社、また共済との間で全国的に訴訟が展開されるようになり、2006年には脳脊髄液減少症を事故の後遺症として初めて認められ

る司法判断が報道されました。このことで一気に関心が高まったとされています。

今、インターネットで治療可能病院を検索すると、公式ホームページで公開している府県は、今府県と言いましたけれども、北海道とか東京はやっておりません。それで、2009年10月1日現在、32府県しかないそうであります。まだまだ全国的にすべて公開されてはおりません。しかし、我が和歌山県はホームページで公開をされています。もう少し前置きを言わせてもらいますが、教育現場でこのような危険性を考えて、現在7府県で教員への研修会が実施されているそうであります。当然、和歌山も実施されておまして、子どもに対する早期発見で治療率が高い。学校現場での体育授業や部活動などの事故が原因で、児童生徒がこの脳脊髄液減少症を発症する事例があり、学校関係者の理解が求められております。また、専門家は同病症が原因で不登校になっているケースがあると指摘しており、適切な治療につなげられれば不登校を解決できる可能性があると言っております。

私も不登校とか学校問題については一般質問でもいろいろとお尋ねしましたが、こういうことがあるのかなというふうにも認識をいたしました。大変長い前置きをいたしました。この病症を少しでも皆さん方に理解していただくために申し上げます。

そこで、本題の質問ですが、学校現場における安全性の対応についてお尋ねをいたします。

先ほどより申し上げますことについては、文部科学省スポーツ青少年局学校健康教育課、そういうところから平成19年5月31

日付で通達が出されておりました。内容は、学校におけるスポーツ外傷等の後遺症への適切な対応についての通達であります。教育委員会、学校現場にこの趣旨を周知するようありましたが、既に2年6カ月が経過していません。教育委員会ではどのように対応されてきたのか。また、保護者も含めてどのように理解を求めてきたのか。その他私は児童生徒が学校生活を送る中でさまざまなことを想定し、安全性を確保していかなければならないと常日頃考えております。これらの観点で、以下の6点をお尋ねいたします。

まず、①児童生徒の日常生活の中で、転倒や外傷による後遺症について、先ほどから申し上げております脳脊髄液減少症じゃなしに、外傷による後遺症について、各学校ではどのような認識で対応されているのか。いろいろな後遺症の中には、周囲には理解が得られず今も悩んでいる児童生徒や保護者がいるかも知れません。教育委員会と各学校における対応についてどのように対処してきたのか。

②文部科学省の通達、先ほどから申し上げておりますスポーツ外傷等の後遺症の通達では、外傷後に脳脊髄液が漏れ出し減少することによって、起立性頭痛、いわゆる立って歩行すると痛みが出てきます。立つことによって、長い人では3時間ぐらい立ったときに頭が痛くなるそうです。こういった症状を起こす脳脊髄液減少症の疾患に対して、どの程度認識しているのか。また各学校への理解と周知についてどのようにしてきたのか。

③現在、本市の小・中学校では、病気療養、何らかの理由があって不登校になっている児童生徒は何人ぐらいおられるのでしょうか。不登校の原因を十分把握できているのか。

④学校生活の中で、通学路の危険箇所の点検と把握ができているのか。児童生徒の日々の健康状態、また事故に至らないよう防止対

策、また昨今の報道等でありますが、事件に巻き込まれないための対策等々、今までどのように取り組んできたのか。

⑤一つの提案を申し上げておきます。文部科学省の通達のとおり、学校関係者の理解促進に向け、脳脊髄液減少症について関係者の研修を実施してはどうか。先ほどの質問をさせていただく中で、恐らく橋本市はこういった研修はされていないものと思ってここで提案をさせていただきます。後で答弁をいただくわけですが、よろしく申し上げます。例えば、NPOの団体では、DVDを作成しまして、ある女性の体験談を通したビデオがあります。それを活用するとか、また先ほど申し上げた児童・生徒の健康状態を把握するために健康管理として教諭と保護者との間で健康連絡手帳なるものを考えてはどうか。

⑥学校内のセキュリティーの問題について、今までも何点か質問してまいりましたけれども、最近ではあるセキュリティーのシステムを考えているところであります。本市ではどのような考え方を持って現在どの程度まで安全が確保されているのかお願いします。例えば、先ほど申し上げました各教室での緊急事態に迅速かつ的確に対応するため、現在どのような連携をとっているのか。以上の点をお願いいたします。

次の質問ですが、これも以前から何度も市営住宅の問題点を挙げて質問させていただいております。また、同僚議員もこの問題について何度かお尋ねがありました。今回の議会でも、昨日、また本日のお二人の議員が質問されております。

私の質問は、以前からの提案事項についての内容と常日頃市民の皆さまから何度となくご指摘をお聞きしておりますので、改めてお尋ねすることにいたしました。通告にも書かせていただきましたように、本市の財政事情

を十分考えた上でお尋ねいたします。

今、世の中100年に一度という不況にある中、低廉で入居できる住宅を求める人があり、特に市営住宅の申し込み時期になると多くの人押し寄せて申し込みをされているように聞いています。当局は、低所得者に対する住宅困窮度をどのように考えているのか。本市の市営住宅ストック総合活用計画が平成20年7月に作成されました。その計画どおり進められているようですが、基本方針の中にもうたわれています住宅セーフティネットの機能向上、また民間活力の活用等々、住宅の供給を考えるとあります。どの程度まで進められているのか、私にはいまだに理解ができておりません。この件についてもご答弁をお願いします。

確かに、公営住宅等の借家の将来必要戸数を推計して、平成20年4月から、現在927戸ありますが、平成29年には555戸をめざしてストック計画を立てています。どのような配慮で進めていかれるおつもりなのか、お尋ねをしておきます。こういったことは私だけではありません。先輩議員、また昨日からの同僚議員もこういった点も指摘していますし、現在の市営住宅のあり方について、いろんな角度で質問をされていると思います。市民の皆さまのニーズにこたえられる内容の一端を以前から私も提案させていただいておりますので、再度その辺もお聞きいたします。本市としての対応、どのように検討を進めているのか、以下の点をお尋ねいたします。

まず①、現在本市の市営住宅入居申し込みが6月と12月の2回で、年間どの程度の申し込みがあるのか。申し込み件数から見て入居できる件数の実態はどうか。状況を認識しているのか。

②以前、アンケート調査を実施されました。これも前回アンケート調査をしてはどうかと

いうふうなお尋ねをしたことがありますけれども、当局はいろんな角度でアンケートされたと聞いております。そのとき、要するに入居されている人の中で50歳以上が75%以上を占める中で、いわゆる高齢者数、要介護者数、障がい者数、家族構成等々の結果をもとに、この方たちへ十分配慮した住宅計画なるものを検討されているように聞いていますけれども、どのように検討されてきたのか。また、改善をしてきたのか、中身をお尋ねしたい。

③これも以前にお尋ねをしていますが、高齢者向けの住宅について質問させていただいた際、公営住宅の整備基準に適合しなければいけないとの答弁でした。しかし、本市の市営住宅を考えた場合、どの程度適合しているのかお尋ねをしたいと思います。

④市営住宅の入居申し込みにおける必要書類の簡素化と応募期間について、以前も改善のお願いをしておりました。この点、前向きに検討していただいていると思いますが、どのように改善されてきたのかお尋ねいたします。回数については6月と12月ということで、依然としてそのような申し込みになっておりますけれども、当然空きの状態がないものですから年に2回というのは理解しているわけですが、住宅の困窮者に対しては、月々にそういった状況にありますので、この点もじっくりと当局は考えるべきだと私は考えます。

⑤今回の市営住宅の供給に対する市の考え方をお聞きします。平成29年度までに市営住宅が先ほど申し上げました555戸にされるそうですが、果たしてそれで市民の皆さまの期待にこたえることができるでしょうか。先ほど6番議員もこの点について、他所から市営住宅申し込みをされるようなことがあれば、当然その中で戸数を確保しなければいけません、この555というのは計画を見ております

と廃止または建て替え等も含んでおりますけれども、かなりの削減を言われておりますので、そういった状況の中では、本当に市民のニーズにこたえられるのでしょうか。この点がちょっと私はよくわかりませんでしたので、わかるように説明をお願いしたいと思います。

⑥平成15年12月議会でも私は提案させてもらいましたが、借り上げ住宅の件ですが、今全国の多くの自治体で取り組みをされています。実際、インターネットで検索をしておりますと、ぱっと出てきます。そういったところを見ておりますと、当然借り上げ住宅というのは民間が建てて、一部の入居を20年間保障するというような制度なんですけど、この点についても、本市は555戸になるときに本当に考えていくべきだと私は思います。本市はこのようにどんな感じで認識をしているのか。担当部局ではどのように研究して、検討してきたのか、お尋ねをいたします。以前からも提案をさせていただいていましたときに、本当に前向きに研究し、検討をさせていただくということでしたので、私は少しは期待を持っておりましたもので、この点について、当局の答弁をよろしくをお願いしたいと思います。

それから、市のストック計画では建て替えも視野にあったようですが、先ほどから申し上げております財政状況を考えれば、そうもいかないのではないのでしょうか。建て替えを考える場合、莫大な建設費を捻出しなければいけません。当然実現が可能なのでしょうか。同じ戸数を確保するためには、こういった制度も考えるべきだと私は考えます。費用面を考えれば、この案をじっくりと、本気で検討すべき時期だと思います。この点はいかがでしょうか。

以上で1回目の質問といたします。明快なる答弁をよろしくをお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君の一般質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（森本國昭君）登壇〕

○教育長（森本國昭君）上久保議員のご質問にお答えをいたします。

1点目のご質問にありました児童生徒の日常生活の中で、外傷による後遺症について各学校ではどのような認識で対応しているのか、また後遺症によって悩んでいる児童生徒、保護者がいるかもしれないことへの対応についてということについてお答えいたします。

登下校や休憩時間、クラブ活動、教科指導、学校生活のあらゆる時間と場において、児童生徒の事故は常に発生する可能性があることを認識しております。それだけに、学校には養護教諭を配置し、迅速、適切な対応が行えるよう努めるとともに、教育計画に安全指導、防災や危機管理指導の項目を入れ、学期に1回程度の訓練やPTA、地域の方々のご協力をいただきながらの児童生徒の登下校の安全を守る取り組みを行っているところです。

また、軽易なけがから大きな事故まで、学校では医療機関にかかったケースについてはすべて把握しております。平成20年度小・中学校合わせて845件の医療受診がなされており、治療が完了するまで養護教諭がかかわる体制を整えております。また、事故後についても、児童生徒の学校生活全般についての配慮事項を担当、養護教諭が中心となって保護者と確認し、行うようにしております。

2点目の脳脊髄液減少症についての認識と各学校への理解と周知についてのご質問にお答えをいたします。

文部科学省から平成19年5月31日付で「学校におけるスポーツ外傷などの後遺症への適切な対応について」という事務連絡が出されております。県教育委員会を通じて、本市で

は平成19年6月18日付で各小・中学校に送付しております。

その内容でございますが、一つ目として、近年スポーツ外傷等の後に脳脊髄液が漏れて脳脊髄液が減少することによって、起立性頭痛などの症状を呈する脳脊髄液減少症と呼ばれる疾患が起り得るのではないかとの報告があることから、事故が発生し、児童生徒が頭痛や目まい等の症状が見られる場合は、安静を保ちつつ、医療機関で受診させるなど適切に対応すること、二つ目として、事故後の学校生活においては、養護教諭を含む教職員が連携して、個々の児童生徒の心身の状態に応じ、学習面を含め、学校生活でのさまざまな面で適切に配慮することの内容でございます。

橋本市の対応ですが、事故が発生した場合、特に頭部の打撲等の場合は、頭痛や目まいが発生しなくても、多くのケースは医療機関で受診していただいております。軽度な場合においても、家庭と連絡をとり経過観察を行って対応しております。受診の際、病院では頭部外傷後の注意を、口頭やプリントによって学校や保護者に説明をしてくださっております。

平成21年11月27日、橋本市養護教諭研修会において、脳脊髄液減少症についての理解について、学校の実情を確かめましたが、多くはスポーツ外傷後遺症として理解しており、脳脊髄液減少症についても理解は十分ではないことがわかりました。教育委員会としましても、学校教育、社会教育分野を問わず、周知と理解を深める必要性を感じております。

3点目の現在本市の小・中学校で病気療養、何らかの理由があって不登校になっている児童生徒の数、また学校別の人数の把握はできているかというご質問にお答えをいたします。

平成20年度不登校児童生徒は小学校で20名、

中学校で63名でございます。不登校の原因について特定することは難しいのですが、各学校では児童生徒の状況調査を記録し、教育相談センターではその記録をもとに、保護者と教育相談を行うようにしておりますので、その症状は把握しております。報告によりますと、昨年度頭痛を理由に休むことが多かった児童生徒が2名おりましたので、学校に確かめましたが、現在その症状はないとの報告を得ております。

4点目の学校生活の中で通学路の危険箇所、児童生徒の健康面、事故の防止策、事件に巻き込まれない等について、これまでの取り組みはどうかのご質問にお答えいたします。

通学路における危険箇所の把握につきましては、学校教職員による巡回点検をはじめ、保護者や地域の方々から情報を提供いただき、対処しております。また、今年度と歌山県子ども安全創出事業の一環として、県教育委員会が委嘱した「子どもセーフティガードリーダー」による各市立小・中学校及び学校周辺の巡回など、通学路における危険箇所の把握に努めております。

健康面では、年度初めの健康診断や定期検診、また予防という意味での養護教諭による保健指導を小学1年生から中学3年生までのすべての学年で行うなど、指導の充実に努めております。

また、食育指導について、本年度は栄養教諭を高野口小学校に配置し、高野口中学校区を中心に取り組んでおります。また、市内各校に食育指導の年間計画を立て、教育計画に取り組むように進めております。

登下校時の事件、事故防止対策につきましては、子どもたちに危機回避能力を教えるとともに、地域の方々には、子ども見守りボランティアあるいは緊急避難場所「きしゅう君の家」で尽力賜っております。また、市内で

声かけ事案や身体接触などの事案が発生した場合は、青少年センターから不審者情報をメール配信するなど、防犯意識の向上にも努めております。

遊具等による事故防止につきましては、定期的な安全点検に加え、事故報道があればその都度各校に点検を促し、子どもたちが安心して遊具等を使用できるよう努めております。また各校・園は危機管理マニュアルを作成し、火災や地震発生時を想定した避難訓練に加え、不審者侵入等の緊急事態を想定した避難訓練を取り入れ、安心・安全な生活環境づくりに努めております。なお、平成19年度、20年度で、すべての小・中学校にAEDを設置し、心室細動への対応に備えております。

5点目に、貴重なご提案をいただきました。教育委員会事務局の職員、学校教職員へのDVDを活用しての研修、必要があれば専門家の指導を仰ぐことも考え、できるだけ早く実施してまいります。

また、学校と保護者との健康連絡手帳についてでございますが、養護教諭の研修会において検討をさせていただきます。

最後、6点目の学校のセキュリティー確保について、また各教室で緊急事態が生じた場合の連絡体制についてお答えいたします。

学校内の安全確保につきましては、日常的に管理職が授業中の児童生徒の様子を知ることと、校舎内を監視することを目的に、時間をかけて校内巡視を実施しております。また、校門に施錠し、不審者の侵入を防ぐため、来訪者の確認をするなど、留意しているところでございます。しかし、けがや事故が発生した場合、実際には近くにいる教員や児童生徒に担任が指示をし、職員室、保健室に緊急事態を伝えるというのが現状でございます。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

〔建設部長（樽井豪男君）登壇〕

○建設部長（樽井豪男君）ご質問の市営住宅の需要と供給についての1点目のご質問である入居申し込み件数でございますが、平成18年度は年間15戸の募集に対し41件の申し込み、平成19年度は年間4戸の募集に対し11件の申し込み、平成20年度は年間7戸の募集に対し28件の申し込みがあり、平成21年度は年間10戸の募集を計画しています。過去3カ年の申し込み者数の累計は80件であり、平均で3倍の競争率となっております。

募集の回数は、現状どおり年2回実施し、募集戸数としては内装整備費用等の縮減を図り、戸数を多く募集いたしたいと考えております。

2点目のご質問である住宅計画の中身でございますが、建て替え計画等の新設家屋設計の際には、住戸計画として居住性確保、福祉対応、安全性確保、長寿命化を図るよう考えております。本市策定のストック総合活用計画では、棟の集約団地に位置づけられた団地においては、財政状況を見ながら建て替えを検討することになっており、ストック総合活用計画での建て替え検討の時期に合わせ、それらの住戸計画を検討する予定です。

また、既存住宅を活用して高齢者用、障がい者用の住宅改修を行うには、構造上多大の費用が必要であるため、計画的な改善には至っていません。なお、名古屋第3団地に1戸、野団地に2戸については、一定の障がい者対応住宅となっております。

3点目の高齢者向けの住宅に適合しているかのご質問でございますが、本市の市営住宅については、建設当時の整備基準を遵守して建設されており、具体的な高齢者対応にはなっておりません。また、高齢者用の住宅改修を行うには費用負担が多大となるため、実施に至っていないのが実情でございます。しかし、介護保険制度を活用した改修をご利用

いただけますので、その中で平成20年度21件の模様替え申請を住宅・公園課で受け付けております。

4点目のご質問である入居募集の改善のことですが、応募時期につきましては毎年2回の6月と12月の募集で、9月入居と3月入居となります。市営住宅ストック総合活用計画に基づき、戸別改善、維持保全する住戸のみ内装等の整備を行い、募集をいたしております。募集回数を増やすにつきましては、内装等整備の設計期間、修繕期間等も必要であり、努力しているところです。

申し込み書類につきましては、6月に応募された方について、12月募集時において所得証明書の添付は省略し簡素化を図っております。

5点目の質問である市営住宅供給の考え方及び6点目のご質問である借り上げ住宅のことにつきまして、あわせてお答えいたします。

橋本市営住宅ストック総合活用計画に基づき、戸別改善、維持保全する団地等と棟の集約計画団地において、平成29年の市営住宅必要管理戸数は555戸と推計し、計画内容は5年ごとに定期的に見直しを行うものとしております。

借り上げ住宅制度は、新築や既存に限らず、公営住宅として借り上げる住宅要件としては、公営住宅等整備基準に適合する必要があります。借り上げ住宅は市営住宅として20年を期間とする借り上げ賃貸契約を結ぶこととなっております。

いずれにいたしましても、市営住宅ストック総合活用計画と整合を図り、かつ同計画の建て替え事業計画との整合を図りながら、民設公営住宅の借り上げ住宅制度についての検討をまいります。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君、再質問ありますか。

21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）ありがとうございます。いろいろと質問の内容がありまして、重複しているところもありましたので、一つ一つ丁寧にご答弁をいただきました。

最初の質問の中で、学校現場における安全性についてお尋ねいたしました。これは子どもたちの安全を守るために、今回私は質問させていただいたんですが、特に演壇でも申し上げましたスポーツ外傷等による脳脊髄液減少症というものがありまして、先ほど教育長のほうからも、実際学校現場で平成20年には845件の児童生徒が何らかの形で受診をされたというふうにお答えをいただきました。その中で、お二人の人が頭痛を訴えておられたということで、これが脳脊髄液減少症につながっていなかったということで安心はしておりますが、実は私も9月ぐらいにこの症状があるということを知りまして、全国のレベルでいいますと、2004年に全国で約10万人の方がおられたそうです。翌年の2005年は20万人、ずんずん増えてまいりまして、2009年には実際のところ30万人以上と言われておりますし、隠れた予備軍でいいますと100万人はおられるのと違うかなと、そういうふうに言われております。

当然、交通事故等の外傷、後遺症についてのお話があるんですけども、これを調べておりましたら、学校現場なんかの場合に、転倒したり、外傷があったり、ふざけ合ったり、なぐり合うところまではいかないんでしょうが、そういったことで子どもたちがちょっとでもそういうことがあったときに、こういう外傷の後遺症、脳脊髄液が減少するような状況に陥るかもわかりませんが、先ほど僕が質問させていただいた中で、特にNPOの団体が和歌山にあるんですが、各県32府県あるんですけども、その中である女子、中

学1年生のときに発症いたしまして、高校も断念しようと思ったんですけれども、1年遅れで高校を卒業したという、本当に切々たる思いで内容が体験として挙げられておりました。約25分ぐらいでしたか、私もじっくりと見させてもらいました。それを見ておきますと、やはり教育現場ではこういったこともあるのかなど。その女性は何も外傷とかそんなんじゃないしに、要するに吹奏楽部の一員としてトランペットを吹いたそうです。トランペットを吹いてそういう、本当に3年も4年もありとあらゆる病院へ行って受けたんですけれども、精神的な面だとかいろいろなことを言われて、なかなか脳脊髄液が減少しているということがわからなかったそうです。わかって、治療しまして、ブラッドパッチ法とかといって、自分の血液を注入したり、一番わかりやすい対処というのは、要するに水分をたくさん取りなさいと言われるんです。そういうことで横になっていると頭痛もしませんけれども、先ほど申し上げましたように、起立性によって、立った状態で頭痛が起こったり目まいとかいろいろな症状が出てくるわけです。そういうことも考えると、やはり保護者も知らない、また学校現場における教員はじめ学校関係者、教育委員会等もそういうことを知らなかったらどうも対処できません。

そこで、この中でも脳脊髄液減少症という症状そのものをあまりご存じないかと思って、僕は前置きでたくさん言わせてもらいましたけれども、一回私どもの抱えております市民病院、事務局長もきょうは来ていただいておりますので、こういった相談が実際市民病院であったのかどうかということ、まず病院の事務局長にお尋ねします。

○議長（中西峰雄君）病院事務局長。

○病院事務局長（尾崎慶和君）私どもの脳外科のほうで診察を行っております、初期の

症状といたしましては、頭痛や目まい、耳鳴り、倦怠感など一般的な症状が出てくるわけなんですけれども、通常は議員各位もご存じのとおりMRIによって検査を行います。それでも原因が特定できないときには、RIというラジオアイソトープ、平たく言えば放射線を液体にしましたものを体内に注入いたしまして、それで診断がつくというような結果になります。

今、上久保議員からお話ございましたように、治療法といたしましては脊髄に自己血を注入するというような方法、それから一般的には水を多量に飲んでいただくというような治療法がございまして、通常立った状態で非常に頭痛や目まいの症状が発症します。それから横になっておる段階ではあまり症状が出ないということで、非常に診断がしにくいというところがございます。

それで、脳外科では中学生以下の子どもさんに対してはラジオアイソトープによる診断は極力避ける。といいますのは、放射性物質を体内に入れますので、その診断はあまり好ましくないと。結果ははっきり出るんですけれども、大人じゃございませんので、その許容量を間違えますとまた副作用の問題も出てこようかと思っておりますので、そういうことでございます。いずれにしましても、本院の脳外科では今治療を行っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）ありがとうございます。大変うれしいあれでした。私はまだちょっとこれは知らなかったもので、本当に市民の皆さんには大いに言っていきたいと思います。橋本市民病院では対応していただいているということで。ちなみに、脳脊髄液減少症の診療の病院一覧というのも僕は検索で調べまし

たら、浦安市とか松戸市だとかいろんなところでやっています。当然、MRIのお話がありました。医学的な用語でちょっと難しい面がありましたので事務局長にお尋ねしたんですが、MRIの断層でやりますと、脳とすき間があるということで、頭の中に髄液というものがあって、ぷかぷか浮かせているという状況で、それが減少しますと落ちてきているような症状につながるということが言われておりますので、これは本当に教育現場で、実際にこのこともきっちりと研修していただいて、すべての教諭、また保護者も理解をしていただくために、私は今回取り上げて質問させてもらいました。教育長の答弁では前向きに、本当に取り組んでいただくようにご答弁いただきましたので、あまり申し上げません。いろいろとありますので。ただ、調べておりましたら、相談窓口というのはまだまだ少ないんです。県では青森県とか兵庫県、島根県、この3県だけですわ。和歌山県はホームページもやって公開しているんですけども、市とか市町村、要するに自治体の中で本当にまだまだ少ないです。こういった窓口を全国に先駆けてやっていったら、橋本市としても将来を担う子どもたちの安全を図るために、こういったことも考えていただければどうかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。この点についてはもうこの程度にさせていただきます。

あと、市営住宅の件でちょっとお尋ねいたします。

先ほど部長のほうから答弁をいただきました。本当にありがとうございます。いろんな規約とかストック総合活用計画等で計画されておりまして、財政的にも大変厳しい。将来555戸をめざして、それが果たして、先ほど僕も申し上げましたけれども、ほとんどの市民のニーズにそれだけで本当にいけるのかどう

か。全国的に見まして、四千何万世帯の中で住居に関してはほしい網羅されているように聞いていますけれども、ただ低所得者、要するに住宅の困窮、いろんなものを考えると、やはり自治体としての責任というものをこれから考えていかないといけない。こういった不況の時代にあつて、果たして555戸でいけるのかどうか。財政面を考えると、先ほど僕が申しあげました借り上げ住宅の制度については、全国の各地でやはり検討しているんです。例えば、建設をしていくときに、理事も建設の経験もありますし、岸田部長も当然そういうことでご存じだと思いますけれども、現建設部長も本当に長い間建設の担当者として携わっていただいておりますので、この点については本当に研究していただきたいとします。だいたい40戸を一つの目安として考えた場合、非耐火構造で約3億5,000万円ぐらいの費用が要るんです。これは先ほど申し上げました民営で建てて公、要するに自治体が住宅戸数を20年間保障していくという制度ですけども、これをやりますと、市の負担が7,000万円ぐらいでいけるんですよ。40戸がすべてできると。ストック総合活用計画があつて、927戸から555戸に至る廃止もしくは建て替え等も含んだ計画の中で、そういったことも想定して、借り上げ住宅というものに関して、再度本気で取り組んでいただきたいんですけども、再度その点、建設部長のほうからお答えいただきたいとします。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）今、議員の借り上げ住宅40戸で3億5,000万円という例につきまして、議員からも教えていただきましたけれども、宮城県の多賀城市の物件がそういった借り上げ住宅で40戸しておると聞いております。これで募集しまして、今一つの募集がありまして、今建設中で、もうすぐ入居開始

ということで聞いております。

これにつきましては、今言いましたまず市、国が共用部分についての補助算定と共用施設整備費、特に外の緑地の整備ですとか道路の整備に対しても補助があるというものでございまして、これに対して、あとは大屋さんがすべて支払うということになっております。なお、この中でも、今言いました約3億5,000万円の中で建設費の補助金概算が、これも試算によりまして約7,000万円程度となっておりますけれども、まずこの家賃基準と、先日問い合わせましたところ、やはり家賃につきましては約6万円程度となるということで、ただしこの家賃差額については、家賃対策補助という国の補助金がありますので、国の3分の2の補助があります。残りの2分の1が市負担ということで、まず入居基準の所得に応じて、その方が2万円ということで算定がされますと、あとの4万円に対しての3分の2は国からの補助があり、その残りの裏負担については市が負担するというので、これはあくまでも20年間ということになっております。向こうの担当者ともお話しさせていただいたんですけれども、まずこういったことを採用した理由の中には、ほとんど市で建設した場合との比較をしても予算的にはあまり変わらないが、20年以降の管理が発生しないと。ただし、それがイコール市の施策上20年後は知らんよということていくのかどうか。それは今後大きな課題に残ってくると思うんですけれども、やはりこういった課題につきましては、市営住宅で空きが発生すれば優先入居ができるとか、何かの手だてをする必要があると思います。こういった借り上げ住宅制度に乗っかるのと市で建設するのとどっちがメリットがあるかというのを、もう少しの間検討して、シミュレーション等しながら、市の財政事情も考えながら検討はしてい

くに値すると思っております。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）僕は一番最初に旧橋本市議会のときに、平成15年でした、12月に言わせてもらったんです。当時は理事が建設課長か部長かされていましたよね。旧の橋本市。新市になって平成20年3月に僕は言いました。その当時の建設部長は坂本部長だったんですけれども、住宅の基準ですとかいろんな国の補助制度の部分について、もう少し検討の余地はあるんだけど、将来的に見て橋本市の財政を考えると、こういったこともやらんといかんのかなと答えていただいていたので。ただ、全国的に進んでいますし、今部長のほうから、あまり変わらないのかなと思いますけれども、当初の投資金額については1戸当たり170万円、200万円以下でできるんです。当然共有面積というのは、共有するところは階段部分であったり、そういうところは市とか持っていかなんという部分はあるんですけれども、そこら辺もきっちりと研究してもらいたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それともう一つ僕は言ったんですけれども、平成20年3月のときにもう一つお尋ねしています。橋本市の民間活用ということでストック総合活用計画の中に載っています。これはどういったことかなと僕も考えていたんですけれども、橋本市内でどれだけの人が借家に住んでおられたり、要するに住環境とかそういう面を考えて民間の活力を活用して橋本市も対応していきたいというお話なんやけれども、今橋本市内ですごく住宅ありますよね。借家とかアパートであったり、そういうことを想定して、住宅の補助ということも以前言わせてもらいました。そんなことも考えると、やはり555戸に、どういったことかというふうに変更して聞くわけじゃないんですけれ

ども、本当にその時点で、平成29年6万7,000人を想定しているんですけれども、その時点で本当にいけるのかなと思います。そういった補完的な考え方もあってもしかるべきかなと思うんですけれども、この辺はいかがでしょうか。借り上げ住宅とは別に民間の施設、建物を買い取り、そういう方法もあるんです。実は全国の公営住宅のあれからいったら、直接建設方式とか、借り上げ方式、買い取り方式と三つあるんですよ。これは当然知っているわけですので、そういったことからしたら、こういうことも考えていってもいいのと違うかなと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず借り上げ、そういったものはそういったもので補助をするにしても、やはりまず公営住宅としての機能を有する基準を満たしておる住戸とか、何でもかんでもということにはいかないとは思っています。安全面とか老人対応の部分であるとか、もう一つは高齢者向けの俗に言う優良賃貸住宅というのが、こういった制度もありまして、これは県でも事業化している部分もあるんですけれども、ただしある程度これへの国の補助はあるんですけれども、家賃の差額等につきましてはまだ正式には決まっておられません。というのは、これは市に県がお願いに来るといような形が今ありまして、こういった部分をして、それなら市にちょっとでも補助してやってくれよというのが、今あちこちで県のほうからこの制度に乗っかる話を各市町村に話しているような次第でございまして、それにつきましても県自身がどれだけの、市民イコール県民でもありますし、やはりそこらがもっと手厚い補助をしてもらう中で、それに市がどれだけ乗っかっているのかというのが基準になってくると思いますので、

できるだけ、まず5年間の間に集約並びに棟の改修等をやらせていただきたいということで説明を各議員に、ストックの概要版を通じてさせてもらっておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）これは県もそうなんですけれども、市もやはり単独でやっていかならん事業かもしれませんけれども、これも一つの考え方として、本当に検討していただきたいと思います。

平成20年3月のときに部長にお聞きして、当局からの答弁の中で、先ほどから塚本理事にもお聞きしたかったんですけれども、ちょっと時間がありますのでお聞きします。

この市営住宅のストック総合活用計画が策定された後に、行財政改革の一環として検討も加えていきたいというふうに答弁をいただいておりますよ。ここら辺の話はどういうように僕は理解したらいいのかお願いします。

○議長（中西峰雄君）理事。

○理事（塚本 基君）結局、自前で市営住宅を抱えてするについて、ランニングコスト等々、それから家賃もそれ相応の市場価格の家賃を回収できないというふうなこともございます。一方、やはり公営住宅でありますので、それなりの目的をもってしていかならんというふうな考え方もあると思うんですけれども、ただそれらをあわせた形でどのようにして住宅困窮者に対応していくかというふうなことの中で、建てる、建てない、それが財政状況にもものすごく財政状況にかかわってくるので、そこら辺を含めて行財政改革の中で考えていきたいというふうに答弁させていただいたと思うんですけれども、現在、実際どのようになっているかという、それはまだ何もなっておりません。ストック総合活用計画の中で、そういうふうな形で555戸にして

いったというのも、行財政改革の中の一環の話かなというふうに思わんでもないんですけども、それ以後のことと上久保議員が言われましたので、それ以後のことについては、申しわけございませんけれどもまだ何も進んではおりません。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）本当に何回もいろいろな質問をさせていただく中で、財政的にやはり逼迫しておりますし、財政難の折からいろんな、私ども議員になりましていろんな提案もさせていただいて、それに対しては費用が絡んできます。どういった費用を捻出するんだというふうに、逆に行政側から聞かれることも本当にあるのと違うかなと思います。言葉ではあらわしておられないけれども、そういうような声が聞こえてまいります。やはりこれからも提案もいろんな形でさせていただきますけれども、橋本市の将来を考えると、こういったことも念頭に置いてもらって、ただ単に建て替えに走るんじゃなしに、いろんな状況を考えた上で検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ありがとうございました。

○議長（中西峰雄君）これをもって21番 上久保君の一般質問は終わりました。

この際、2時40分まで休憩いたします。

（午後2時25分 休憩）